

関市建設工事に係る技術者等の兼務について

令和7年4月1日

建設工事の現場に置くこととされる主任技術者又は監理技術者及び現場代理人（以下「技術者」という。）については、建設業法（昭和24年法律第100号）や工事請負契約約款等により適正に運用しているところです。

関市における技術者等の専任特例の取扱いについて以下のとおり定める。

1. 現場に配置された専任の主任技術者が他工事の主任技術者を兼務できる場合

1) 建設業法第26条第3項1号（専任特例1号）による場合。下記要件を全て満たすことが条件となります。

- ア 各建設工事の請負代金の額が、1億円未満（建築一式工事の場合は2億円未満）であること。なお、工事途中において、請負代金の額が1億円（建築一式工事の場合は2億円）以上となった場合には、それ以降は専任特例を活用できず、主任技術者又は監理技術者を工事毎に専任で配置しなければならない
- イ 建設工事の工事現場間の距離が、同一の主任技術者又は監理技術者がその一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ工事現場において災害、事故その他の事象が発生した場合において、当該工事現場と他の工事現場との間の移動時間がおおむね2時間以内であること。
- ウ 当該建設業者が注文者となった下請契約から数えて、下請次数が3を超えていないこと。
- エ 当該建設工事に置かれる主任技術者又は監理技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための者（以下「連絡員」という。）を当該建設工事に置いていること。なお、当該建設工事が土木一式工事又は建築一式工事の場合の連絡員は、当該建設工事と同業種の建設工事に関し1年以上の実務の経験を有する者を当該工事現場に置くこと。
- オ 当該工事現場の施工体制を主任技術者又は監理技術者が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。

カ 当該建設工事を請け負った建設業者が、次に掲げる事項を記載した人員の配置の計画書を作成し、工事現場毎に備え置くこと。

(ア) 当該建設業者の名称及び所在地

(イ) 主任技術者又は監理技術者の氏名

(ウ) 主任技術者又は監理技術者の一日あたりの労働時間のうち労働基準法第32条第1項の労働時間を超えるものの見込み及び労働時間の実績

(エ) 各建設工事に係る次の事項

- ・ 当該建設工事の名称及び工事現場の所在地
- ・ 当該建設工事の内容（法別表1上段の建設工事の種類）
- ・ 当該建設工事の請負代金の額
- ・ 工事現場間の移動時間
- ・ 下請次数
- ・ 連絡員の氏名、所属会社及び実務の経験（実務の経験は、土木一式工事又は建築一式工事の場合に記載）
- ・ 施工体制を把握するための情報通信技術
- ・ 現場状況を把握するための情報通信機器

キ 主任技術者又は監理技術者が、当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。

ク 兼務する建設工事の数は、2を超えないこと。

ケ 兼務する工事が低入札工事でないこと。

2) 市工事において、工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工に当たり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の距離が10km程度以内の工事について、同一の専任の主任技術者が管理（以下「兼務」という。）できるものとし、（工事は2件までとし、市以外の発注工事も対象とします。）。

[工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事の例示]

- ・ 工事現場が隣接する場合（ex道路工事（橋梁）と河川工事（護岸））
- ・ 同一の河川、道路や敷地内で施工する場合

[施工に当たり相互に調整を要する工事の例示]

- ・ 資材の調達を一括で行う場合
- ・ 工事の相当の部分を同一の下請業者で施工する場合
- ・ 現場発生土の流用や交通規制等工程調整が必要な場合
- ・ 工事に用仮設道路等を共有している場合

2. 現場に配置された専任の監理技術者が他工事の監理技術者もしくは主任技術者を兼務できる場合

1) 建設業法第26条第3項1号（専任特例1号）による場合。

「1. 現場に配置された専任の主任技術者が他工事の主任技術者を兼務できる場合」における1) が条件となります。

2) 建設業法第26条第3項2号（専任特例2号）による場合。

適用にあたっては、適正な施工の確保を図る観点から、当該工事現場ごとに監理技術者補佐を専任で置かなければなりません。

なお、監理技術者が兼務できる工事現場数は2とされている（法第26条第4項、令第30条）。兼務できる工事現場の範囲は、工事内容、工事規模及び施工体制等を考慮し、主要な会議への参加、工事現場の巡回、主要な工程の立ち会いなど、元請としての職務が適正に遂行できる範囲とする。この場合、情報通信技術の活用方針や、監理技術者補佐が担う業務等について、あらかじめ発注者に説明し理解を得ることが望ましい。なお、工事現場の数が1であっても監理技術者を補佐する者を配置することは可能であるが、当該監理技術者が他の工事現場を兼務することはできません。また、専任特例2号は監理技術者に関する特例であり、主任技術者は対象となりません。また、下記要件を全て満たすことが条件となります。

ア 兼務する工事が低入札工事でないこと。

イ 2 件の請負代金の総額が原則 3 億円未満（※）であること。

（※当初請負代金額の総額であって、最終請負代金はこの限りではない）

ウ 当該工事現場と他の工事現場との間の移動時間がおおむね 2 時間以内であること

3. 現場代理人の常駐義務を緩和できる場合

1) 工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工に当たり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の距離が 10 km 程度以内の工事の場合についても、2 件まで同一の現場代理人を工事現場に設置（以下「兼務」という。）できるものとします。

2) 次のアからウまでのいずれにも該当する工事において、あらかじめ発注者の承諾を得た場合においては、兼務できるものとします。

ア 市が発注した 3 件までの工事

イ 契約金額の合計が 4,500 万円（建築一式の場合は、9,000 万円）未満であること。現場代理人の兼務を申請するときの金額を契約金額とします。

ウ 直近 2 ヶ年度における関市発注工事の当該工種に係る工事成績評定点の平均が 70 点以上であること。

3) 単価契約の工事

4) 災害その他やむを得ない理由で緊急かつ短期間に施工する必要がある工事

5) 市長が特に認めた工事

6) 発注者と受注者との間において、設計図書又は打合せ記録簿の書面により、次の各号のいずれかの期間に該当することが確認できたときは、現場代理人の常駐を要しないものとします。

（1）契約締結後から現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間

（2）工事請負契約約款第 22 条第 1 項又は第 2 項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間

（3）橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間

（4）前 3 号のほか、工事現場において作業等が行われていない期間

4. 兼務手続の方法

1 から 3 までにおける兼務を行う場合「現場代理人・主任技術者・監理技術者の兼務申請書」（別記様式）により発注者による承認を受ける必要があります。

5. 兼務の取り消し等

- ・発注者は、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障をきたすと判断した場合、または、発注者との連絡体制が確保されていないと判断した場合、兼務を取り消すことができるものとします。
- ・受注者は、兼務を取り消された場合、速やかに新たな技術者・現場代理人を選出し、必要な書類を発注者に提出しなければなりません。受注者が、新たな技術者・現場代理人を設置できない場合、関市競争入札参加者資格停止措置要領に基づき必要な措置を講じることがあります。

6. 実施時期

令和 7 年 4 月 1 日以降から適用します。